

(((事業主のみなさまへ)))

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部が改正され、平成18年4月1日から障害者雇用納付金制度の一部が変わります。

障害者雇用納付金制度改正の概要

1 精神障害者の各企業の雇用率への算入 (施行日：平成18年4月1日)

- (1) 精神障害者保健福祉手帳を所持している精神障害者が各企業の雇用率の算定対象とされ、これに基づき障害者雇用納付金の納付、障害者雇用調整金・報奨金の支給がなされます。
- (2) 精神障害者である短時間労働者（週20時間以上30時間未満の労働者）についても、0.5人分とカウントされます。

2 在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給 (施行日：平成18年4月1日)

在宅就業障害者への仕事の発注を奨励し、障害者の在宅就業を支援するため、在宅就業障害者（自宅のほか、障害者が業務を実施するために必要となる施設及び設備を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が行われる場所、障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所その他これらに類する場所において、物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行う障害者）に仕事を発注した企業に対して、障害者雇用納付金制度において、在宅就業障害者特例調整金又は在宅就業障害者特例報奨金を支給することとなりました。

また、企業が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、在宅就業障害者特例調整金又は在宅就業障害者特例報奨金が支給されます。

(1) 在宅就業障害者特例調整金の支給

イ 支給額

在宅就業障害者特例調整金の額は、「調整額（63,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額（105万円）で除して得た数」を乗じて得た額となります。

なお、法定雇用率未達成企業（常用労働者301人以上）については、在宅就業障害者特例調整金の額に応じて、障害者雇用納付金が減額されます。

(例) 事業主が在宅就業障害者に対して250万円の発注を行った場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例調整金} \\ \hline \text{[126,000円]} \\ \hline \end{array} = \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{ある事業主の年間の在宅就業障害者への支払い総額} \\ \hline \text{[250万円]} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{評価額 [105万円]} \\ \hline \end{array}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{調整額 [63,000円]} \\ \hline \end{array} *3$$

《2個》*2

* 1 評価額(105万円) = 評価額の月額(35万円) × 評価基準月数(3ヶ月)

* 2 1未満の端数は切り捨てる。

* 3 調整額(63,000円) = 在宅就業単位調整額(21,000円) × 評価基準月数(3ヶ月)

ロ 支給要件及び制限

(イ) 支給申請対象事業主は、常用労働者301人以上の事業主であって、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注した事業主

(ロ) 在宅就業障害者特例調整金の限度額は、「在宅就業単位調整額 × 各月における当該事業主の雇用する身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の数の年間の合計数」となっております。

ハ 支給申請期間及び支給時期

(イ) 支給申請期間は、各年度ごとに年度の初日から45日以内

(ロ) 支給時期は、10月1日から10月31日までの間

(2) 在宅就業障害者特例報奨金の支給

イ 支給額

在宅就業障害者特例報奨金の額は、「報奨額（51,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額（105万円）で除して得た数」を乗じて得た額となります。

(例) 事業主が在宅就業障害者に対して250万円の発注を行った場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例報奨金} \\ \hline \text{[102,000円]} \\ \hline \end{array} = \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{ある事業主の年間の在宅就業障害者への支払い総額} \\ \hline \text{[250万円]} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{評価額 [105万円]} \\ \hline \end{array}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{報奨額 [51,000円]} \\ \hline \end{array} *3$$

《2個》*2

* 1 評価額(105万円) = 評価額の月額(35万円) × 評価基準月数(3ヶ月)

* 2 1未満の端数は切り捨てる。

* 3 報奨額(51,000円) = 在宅就業単位報奨額(17,000円) × 評価基準月数(3ヶ月)

□ 支給要件及び制限

(イ) 支給申請対象事業主は、報奨金支給対象事業主であって、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注した事業主

(ロ) 在宅就業障害者特例報奨金の限度額は、「在宅就業単位報奨額×各月における当該事業主の雇用する身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の数の年間の合計数」となっております。

ハ 支給申請期間及び支給時期

(イ) 支給申請期間は、各年度ごとに7月31日まで

(ロ) 支給時期は、10月1日から10月31日までの間

(3) 在宅就業支援団体

在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた団体です。

● 3 障害者雇用調整金等の支給先の拡大 (施行日：障害者雇用調整金及び報奨金については平成17年10月1日、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金については平成18年4月1日)

特例子会社の認定を受けた親事業主に対して支給する障害者雇用調整金若しくは報奨金又は在宅就業障害者特例調整金若しくは在宅就業障害者特例報奨金については、親会社又は特例子会社のうちのいずれかに対して支給することができます。

申告、申請期日等

平成19年4月1日からの障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金の申請書の提出は、納付金申告書の提出と同時に行い、在宅就業障害者特例報奨金申請書の提出についても報奨金申請書の提出と同時に行うこととなりました。

1 障害者雇用納付金の申告、障害者雇用調整金等の申請期日

		現 行	平成19年4月1日以降
常用労働者301人以上の事業主	障害者雇用納付金	4月1日から45日以内	4月1日から45日以内
	障害者雇用調整金	4月1日～7月31日	4月1日から45日以内
	在宅就業障害者特例調整金		4月1日から45日以内
常用労働者300人以下の事業主 (報奨金支給対象事業主)	報奨金	4月1日～7月31日	4月1日～7月31日
	在宅就業障害者特例報奨金		4月1日～7月31日

2 障害者雇用納付金の納付時期

		現 行	平成19年4月1日以降
常用労働者301人以上の事業主	障害者雇用納付金	4月1日から45日以内	4月1日から45日以内

3 障害者雇用調整金等支給時期

		現 行	平成19年4月1日以降
常用労働者301人以上の事業主	障害者雇用調整金	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日
	在宅就業障害者特例調整金		10月1日～10月31日
常用労働者300人以下の事業主 (報奨金支給対象事業主)	報奨金	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日
	在宅就業障害者特例報奨金		10月1日～10月31日

【問合せ先】

- 各都道府県労働局
- 各都道府県障害者雇用促進協会、雇用開発協会、総合雇用推進協会
- 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 (URL <http://www.jeed.or.jp/>)
〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー内
TEL 03-5400-1623 (納付金申告)
1624 (納付金納付)
1622 (障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金)